

滋 西 税 第 1 0 9 号  
平成 30 年 (2018 年) 3 月 5 日

滋賀県彦根市南川瀬町 7 7 1 番地  
株式会社 杉本商事  
代表取締役 杉本 朝幸 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県産業廃棄物税条例に係る再生施設の認定について (通知)

平成 29 年 12 月 18 日に申請のありましたこのことについて、滋賀県産業廃棄物税条例施行規則第 5 条第 1 項第 1 号に規定する再生施設として、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

施設所在地	産業廃棄物の種類	処分の方法	認定する年度
彦根市南川瀬町字東野 7 2 7 番 1	廃プラスチック類	熔融	平成 30 年度